

**町内会に対する空き家の実態調査  
調査結果報告書**

**令和 7 年 12 月**

**秋田市都市整備部住宅政策課  
空き家対策担当**

## 目 次

<b>第1章 調査概要</b>	1
1－1 調査の目的	1
1－2 調査項目	1
1－3 調査の対象	1
1－4 調査期間	1
1－5 調査方法	1
<b>第2章 調査結果</b>	2
2－1 地域別の回答内訳	2
2－2 調査結果	3
(1) 町内会および回答者について	3
(2) 町内会の加入世帯について（加入世帯数、一戸建て数）	4
(3) 空き家の把握数について	6
(4) 空き家の状況および所在などについて	9
(5) 空き家に対する町内会の意向および取組について	21
(6) 自由意見	25
(7) 今後の調査の協力について	29
<b>第3章 今後の対応方針</b>	30
(1) 本市で把握している空き家データとの突合作業の実施	30
(2) 町内会から回答があった空き家の現地調査の実施	30
(3) 町内会で未把握の区域および未回答の区域の現地調査の実施	30
(4) 空き家所有者等の調査および所有者等への指導等の実施	30
(5) 特定空家等および管理不全空家等の認定と法的措置の実施	30
(6) 本市空き家データベースによる継続管理の実施	30
(7) 所有者意向調査の実施の検討	31
<b>第4章 参考資料</b>	32
(1) 町内会に対する空き家の実態調査の協力依頼文	32
(2) 町内会に対する空き家の実態調査【調査票】	33
(3) 別紙 空き家の所在および状況 一覧表	35

【本調査にご協力をいただいた町内会の皆様へ】

このたびの「町内会に対する空き家の実態調査」にご協力いただきまして、誠に感謝申し上げます。

ご回答いただいた内容については、厳重に管理するとともに、今後の調査や所有者に対する指導等をはじめ、今後の空き家等対策にいかしてまいります。

秋田市都市整備部住宅政策課 空き家対策担当

## 第1章 調査概要

### 1-1 調査の目的

本市の空き家調査については、平成24年度の調査以降、全市を対象とした調査は実施しておらず、空き家の把握が課題となっていた。

一方で、令和5年住宅・土地統計調査によると、本市の空き家数は、平成30年調査から増加しているとの結果が示されており、早期に本市の空き家の実態を把握するとともに、今後も対策を総合的かつ計画的に進め、対策を強化していく必要がある。

このため、地域の状況をより把握している町内会に対し協力を求めながら、空き家の実態に係る調査を実施した。

### 1-2 調査項目

- (1) 町内会および回答者について
- (2) 町内会の加入世帯について
- (3) 空き家の把握数について
- (4) 空き家の状況および所在などについて
- (5) 空き家に対する町内会の意向および取組について
- (6) 自由意見
- (7) 今後の調査への協力について

### 1-3 調査の対象

964 町内会（共同住宅等の居住者で組織の町内会は除く。）

### 1-4 調査期間

令和7年7月7日（月）～8月18日（月）締切

※締切後の10月10日提出分まで集計

### 1-5 調査方法

郵送による調査票の送付およびホームページでの周知

郵送、メールおよび来庁による調査票の提出

(注)

- 本報告書の集計結果のパーセント値は、すべて小数点第2位以下を四捨五入しています。このため、単一回答の構成比の合計が100%にならない場合があります。

## 第2章 調査結果

### 2-1 地域別の回答内訳

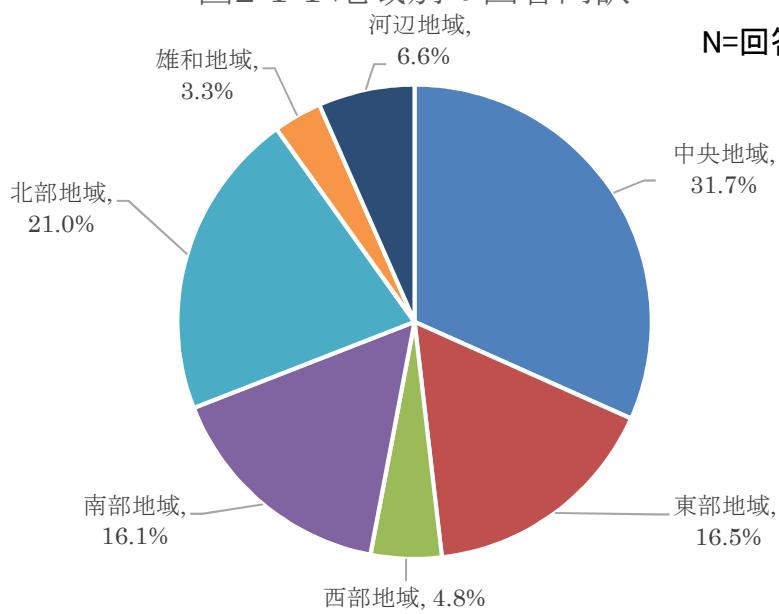
- 回答数は、789町内会（回答率81.8%）
- 未回答数は、175町内会
- 各地域とも約8割の回答を得ている。
- 回答の構成率は、中央地域（31.7%）が最も多く、次いで北部（21.0%）となっている。

表 2-1-1 地域別の回答内訳

地域	送付数 (町内)	回答数 (町内)	未回答数 (町内)	回答率	回答 構成率
中央地域	313	250	63	79.9%	31.7%
東部地域	155	130	25	83.9%	16.5%
西部地域	50	38	12	76.0%	4.8%
南部地域	147	127	20	86.4%	16.1%
北部地域	201	166	35	82.6%	21.0%
雄和地域	33	26	7	78.8%	3.3%
河辺地域	65	52	13	80.0%	6.6%
合計	964	789	175	81.8%	100.0%

図2-1-1 地域別の回答内訳

N=回答数 789



■ 中央地域 ■ 東部地域 ■ 西部地域 ■ 南部地域 ■ 北部地域 ■ 雄和地域 ■ 河辺地域

## 2-2 調査結果

### (1) 町内会および回答者について

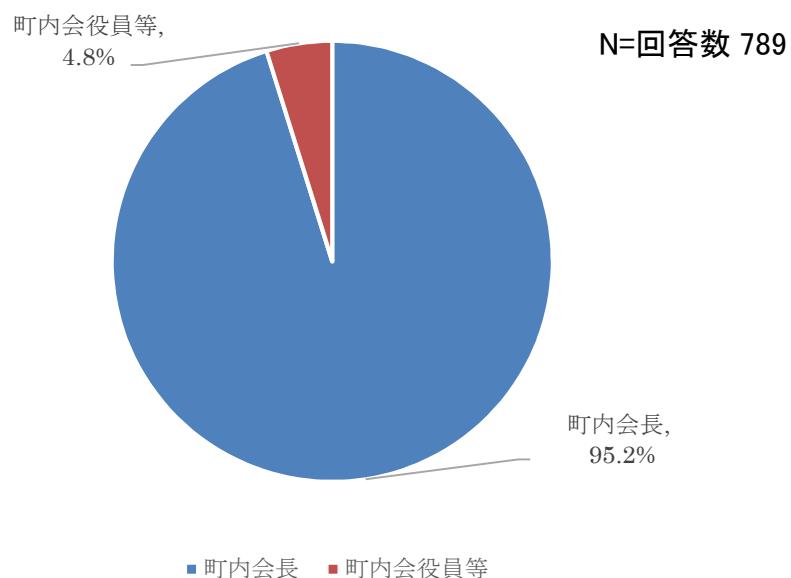
#### 問1 回答者

回答した方は、「町内会長」が約95.2%、「町内会役員等」が約4.8%

表 2-2-1 回答者

回答者	回答数	回答構成率
町内会長	751	95.2%
町内会役員等	38	4.8%
合計	789	100%

図2-2-1 回答者



## (2) 町内会の加入世帯について（加入世帯数、一戸建て数）

### 問2-1 加入世帯数（アパートを含む）

- 50世帯未満の町内会（299町内会（37.9%））が最も多く、次いで50世帯以上100世帯未満の町内会（189町内会（24.0%））が多い。

表 2-2-2 加入世帯数

加入世帯数	町内会数	回答構成率
50世帯未満	299	37.9%
50世帯以上100世帯未満	189	24.0%
100世帯以上200世帯未満	154	19.5%
200世帯以上300世帯未満	63	8.0%
300世帯以上	45	5.7%
未回答	39	4.9%
合計	789	100.0%

図2-2-2 加入世帯数

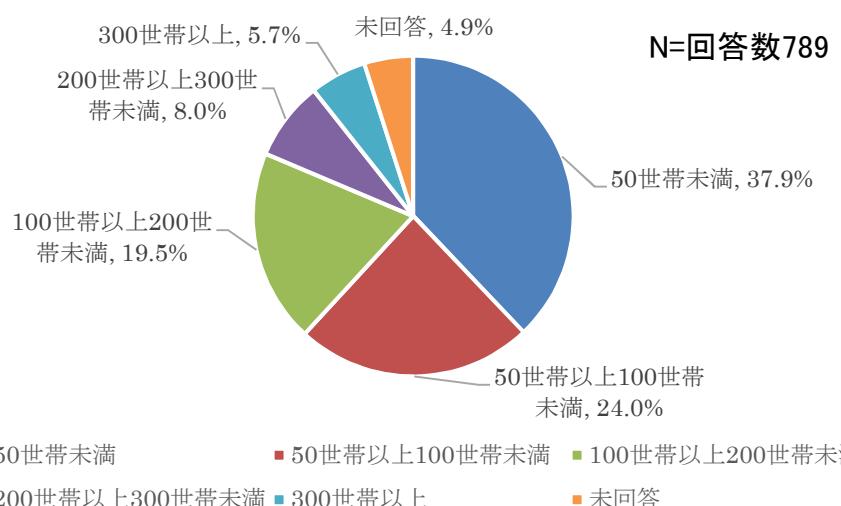


表 2-2-3 地域別および加入世帯数別の町内会数

加入世帯数	中央地域	東部地域	西部地域	南部地域	北部地域	雄和地域	河辺地域	合計
50世帯未満	131	37	3	32	45	12	39	299
50世帯以上100世帯未満	57	32	5	30	45	13	7	189
100世帯以上200世帯未満	30	32	11	40	38	1	2	154
200世帯以上300世帯未満	13	11	6	16	16	0	1	63
300世帯以上	8	11	10	3	13	0	0	45
未回答	11	7	3	6	9	0	3	39
合計	250	130	38	127	166	26	52	789

## 問2－2 加入世帯のうち一戸建て数

- ・50戸未満の町内会（335町内会（42.5%））が最も多く、次いで50戸以上100戸未満の町内会（185町内会（23.4%））が多い。

表 2-2-4 加入世帯のうち一戸建て数

一戸建て数	町内会数	回答構成率
50戸未満	335	42.5%
50戸以上100戸未満	185	23.4%
100戸以上200戸未満	132	16.7%
200戸以上300戸未満	51	6.5%
300戸以上	32	4.1%
未回答	54	6.8%
合計	789	100.0%

図2-2-3 加入世帯のうち一戸建て数

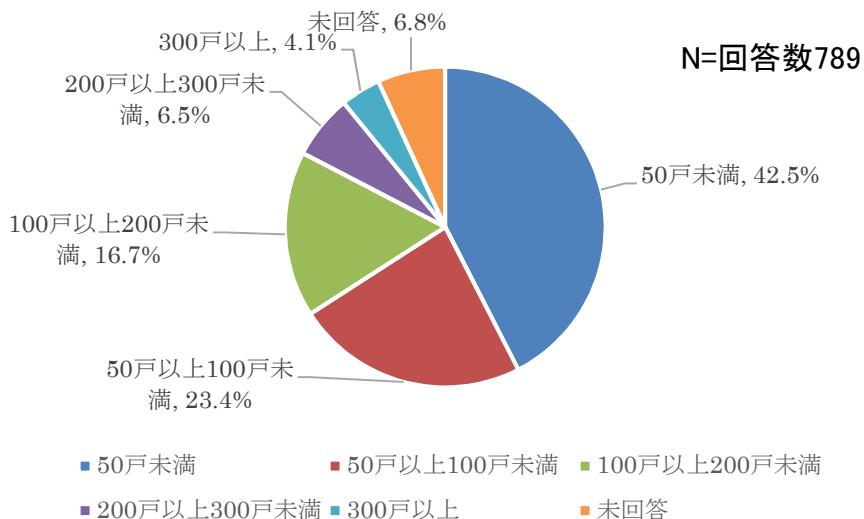


表 2-2-5 地域別および加入世帯のうち一戸建て数別の町内会数

一戸建て数	中央地域	東部地域	西部地域	南部地域	北部地域	雄和地域	河辺地域	合計
50戸未満	153	42	3	35	52	12	38	335
50戸以上100戸未満	46	40	6	31	42	13	7	185
100戸以上200戸未満	20	24	11	36	38	1	2	132
200戸以上300戸未満	10	9	6	14	11	0	1	51
300戸以上	1	6	9	3	13	0	0	32
未回答	20	9	3	8	10	0	4	54
合計	250	130	38	127	166	26	52	789

### (3) 空き家の把握数について

#### 問3 町内会で空き家を把握していますか

- 空き家を把握している町内会は、715町内会、把握していない町内会は、74町内会であった。

表 2-2-6 町内会の空き家の把握状況

空き家の把握状況	町内会数	回答構成率
把握している	715	90.6%
把握していない	74	9.4%
合計	789	100.0%

図2-2-4 町内会の空き家の把握状況

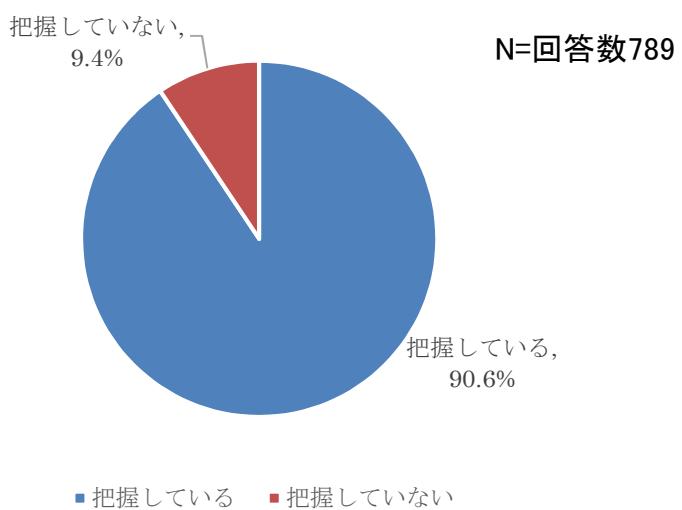


表 2-2-7 地域別の町内会の空き家の把握状況

空き家の把握状況	中央地域	東部地域	西部地域	南部地域	北部地域	雄和地域	河辺地域	合計
把握している	216	124	33	111	158	25	48	715
把握していない	36	7	5	13	8	1	4	74
合計	252	131	38	124	166	26	52	789

問4 把握していると回答した町内会で、町内に空き家が何戸ありますか。

①全体の空き家数

- ・空き家を把握している町内会にある空き家数は、4,916戸であり、そのうち、適正に管理されていない空き家数(※1)は、1,592戸(全体の32.4%)、そのうち、危険な空き家(※2)は、332戸(全体の6.8%)であった。

※1 適正に管理されていない空き家

例：一部破損、草木の繁茂が見られるなどの空き家

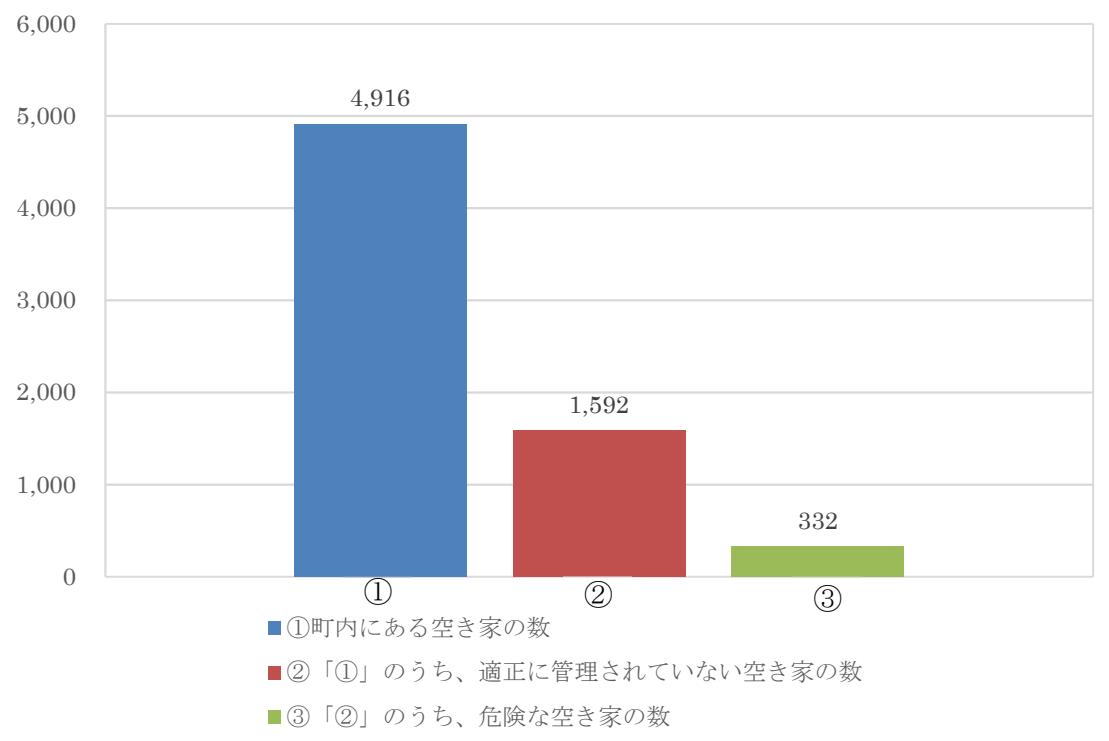
※2 危険な空き家

例：全般的な破損、倒壊のおそれがある空き家

表 2-2-8 町内にある空き家数

空き家	空き家数 (戸)	割合
①町内にある空き家の数	4,916	100.0%
②「①」のうち、適正に管理されていない空き家の数	1,592	32.4%
③「②」のうち、危険な空き家の数	332	6.8%

図2-2-5 町内にある空き家数



## ②地域別の町内にある空き家数

- ・空き家を把握している町内会にある空き家数を地域別で見ると、空き家数は北部地域（1,510戸）が最も多く、次いで東部地域（1,024戸）が多い状況であった。
- ・雄和地域（165戸）および河辺地域（258戸）は、空き家数は少ないが、管理不適切（約40%）および危険（約15%）な状態の空き家の割合が高い。

表 2-2-9 地域別の町内にある空き家数

地域	ア 空き家の把握状況		イ 把握済の空き家数(戸)			空き家数に占める割合	
	把握済(町内)	未把握(町内)		ウ 管理不適切(戸)	エ 危険(戸)	管理不適切(ウ/イ)	危険(エ/イ)
中央地域	216	36	904	296	56	32.7%	6.2%
東部地域	124	7	1,024	306	63	29.9%	6.2%
西部地域	33	5	401	83	11	20.7%	2.7%
南部地域	111	13	654	206	33	31.5%	5.0%
北部地域	158	8	1,510	527	103	34.9%	6.8%
雄和地域	25	1	165	67	25	40.6%	15.2%
河辺地域	48	4	258	107	41	41.5%	15.9%
合計	715	74	4,916	1,592	332	32.4%	6.8%

#### (4) 空き家の状況および所在などについて

問5 問4で回答があった空き家について、分かる範囲で以下の項目（※）を別紙の一覧表にご記入ください。

- ※項目 1. 空き家所在地（住所）
- 2. 種類（一戸建、アパート、店舗等）
- 3. 所有者又は管理者
- 4. 空き家年数
- 5. 管理の状況
- 6. 危険等の状況

##### ①空き家所在地（住所）別の空き家数

- ・市内7地域の空き家所在地（住所）別の空き家数（うち、管理不適切な空き家数および危険な空き家数を含む）は、以下のとおりであった。

##### ア 中央地域

表 2-2-10 所在地別の空き家数（中央地域）

地区名	町名	空き家数	左のうち 管理不適切	左のうち 危険
中央 地域	大町	45	21	9
	旭北	12	5	0
	旭南	30	9	2
	川元	32	10	1
	川尻	40	9	0
	山王	22	5	2
	高陽	24	5	0
	保戸野	145	47	12
	泉	71	11	0
	千秋	90	35	10
	中通	19	5	0
	南通	50	18	4
	檜山	184	65	9
	茨島	72	40	5
	八橋	68	11	2
中央地域計		904	296	56

## イ 東部地域

表 2-2-11 所在地別の空き家数（東部地域）

地区名	町名	空き家数	左のうち 管理不適切	左のうち 危険
東部 地域	東通	81	20	2
	手形	210	57	4
	手形山	23	0	0
	泉(旭川)	63	22	2
	旭川	37	12	1
	新藤田	47	23	1
	濁川	39	7	3
	添川	18	7	5
	山内	14	8	3
	仁別	13	7	5
	広面	173	32	7
	柳田	18	8	2
	横森	66	20	0
	桜	37	16	2
	桜ガ丘	26	6	0
	桜台	2	0	0
	大平台	0	0	0
	下北手	67	30	14
	太平	90	31	12
東部地域計		1,024	306	63

## ウ 西部地域

表 2-2-12 所在地別の空き家数（西部地域）

地区名	町名	空き家数	左のうち 管理不適切	左のうち 危険
西部地域	新屋	96	19	0
	勝平	122	19	1
	浜田	11	3	0
	豊岩	56	23	8
	下浜	116	19	2
西部地域計		401	83	11

## 工 南部地域

表 2-2-13 所在地別の空き家数（南部地域）

地区名	町名	空き家数	左のうち 管理不適切	左のうち 危険
南部 地域	牛島	218	56	15
	卸町	6	3	1
	大住	39	10	2
	仁井田	136	41	8
	御野場	82	34	0
	御所野	47	12	0
	四ツ小屋	48	21	1
	上北手	68	28	6
	山手台	10	1	0
	南ヶ丘	0	0	0
南部地域計		654	206	33

## オ 北部地域

表 2-2-14 所在地別の空き家数（北部地域）

地区名	町名	空き家数	左のうち 管理不適切	左のうち 危険
北部 地域	寺内	176	61	11
	外旭川	110	37	12
	土崎港	432	175	43
	将軍野	213	59	9
	港北	16	4	1
	飯島	262	85	6
	金足	135	48	10
	下新城	113	36	6
	上新城	53	22	5
	北部地域計	1,510	527	103

## カ 雄和地域・河辺地域

表 2-2-15 所在地別の空き家数（雄和地域・河辺地域）

地区名	空き家数	左のうち 管理不適切	左のうち 危険
雄和地域	165	67	25
河辺地域	258	107	41

## ②空き家の種類（一戸建、アパート、店舗等）

- 回答があった空き家の種類では、最も多いのが一戸建（4,510戸、91.7%）であった。
- アパート、店舗等の空き家については、地域別に見ると、中央地域（アパート26棟、店舗等26棟）と北部地域（アパート16棟、店舗等21棟）に多い傾向であった。

表 2-2-16 空き家の種類

空き家の種類	戸数 (棟数)	回答 構成率
一戸建て	4,510	91.7%
アパート	61	1.2%
店舗等	74	1.5%
未回答・不明	271	5.5%
合計	4,916	100.0%

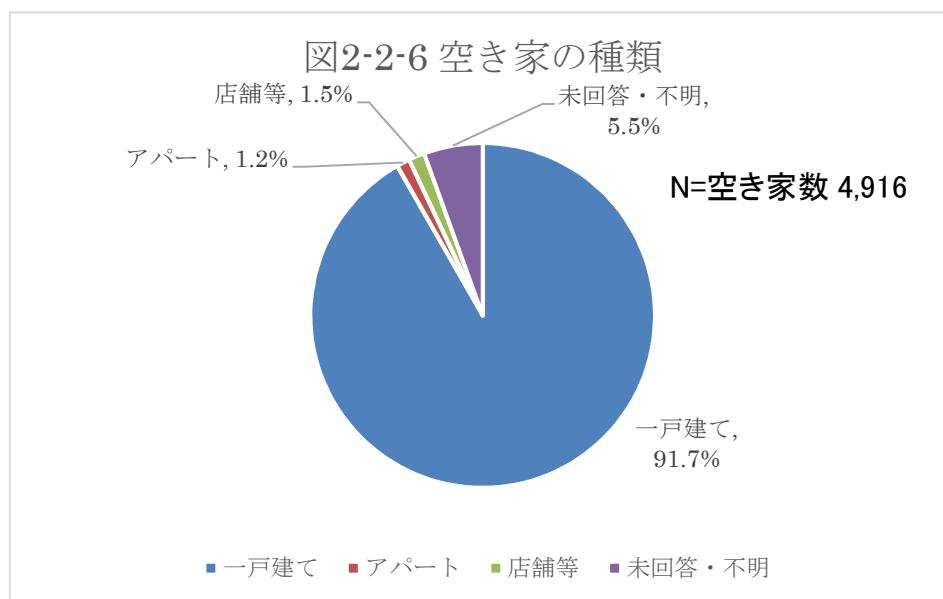


表 2-2-17 地域別の空き家の種類

空き家の種類	中央 地域	東部 地域	西部 地域	南部 地域	北部 地域	雄和 地域	河辺 地域	合計
一戸建	809	993	330	618	1,368	146	246	4,510
アパート	26	9	1	7	16	0	2	61
店舗等	26	9	5	4	21	4	5	74
未回答・不明	43	13	65	25	105	15	5	271
合計	904	1,024	401	654	1,510	165	258	4,916

### ③所有者又は管理者の把握

所有者又は管理者が不明の空き家は、1,882戸（38.3%）、町内会で、所有者又は管理者を把握している空き家は、2,464戸（50.1%）であった。

表 2-2-18 所有者又は管理者の把握

所有者又は 管理者の把握	戸数	回答 構成率
不明である	1,882	38.3%
把握している	2,464	50.1%
未回答	570	11.6%
合計	4,916	100.0%

図2-2-7 所有者又は管理者の把握

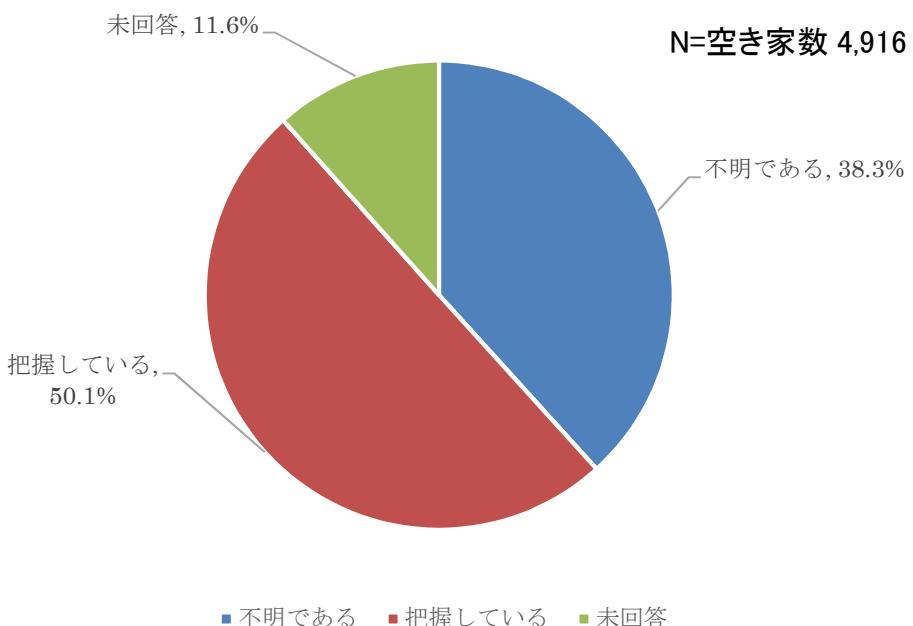


表 2-2-19 地域別の所有者又は管理者の把握

所有者又は 管理者の把握	中央 地域	東部 地域	西部 地域	南部 地域	北部 地域	雄和 地域	河辺 地域	合計
不明である	349	395	54	251	714	44	75	1,882
把握している	461	498	203	368	660	102	172	2,464
未回答	94	131	144	35	136	19	11	570
合計	904	1,024	401	654	1,510	165	258	4,916

#### ④空き家年数

- 空き家年数で最も多いのが、不明・未回答（2,363戸、48.1%）であり、次いで、1年以上～5年未満（1,042戸、21.2%）が多い。

表 2-2-20 空き家年数

空き家年数	戸数	回答構成率
1年未満	98	2.0%
1年以上～5年未満	1,042	21.2%
5年以上～10年未満	577	11.7%
10年以上～20年未満	547	11.1%
20年以上～30年未満	174	3.5%
30年以上	115	2.3%
不明・未回答	2,363	48.1%
合計	4,916	100.0%

図2-2-8 空き家年数

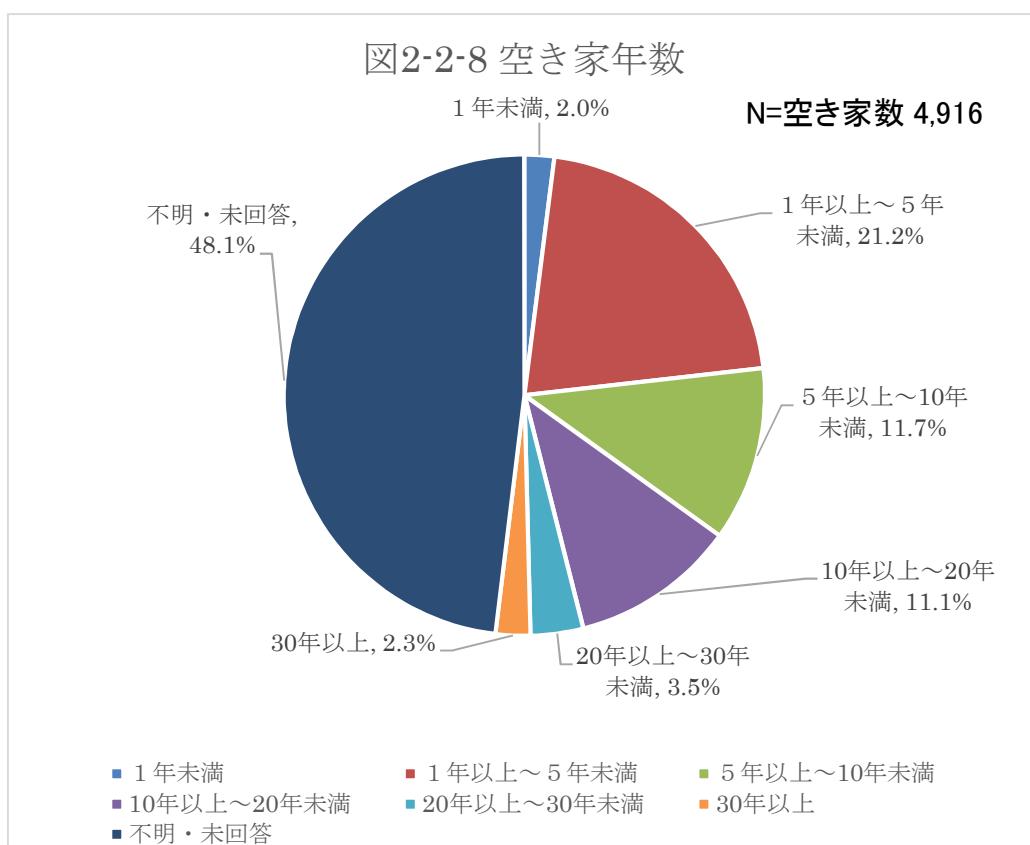


表 2-2-21 地域別の空き家年数

空き家年数	中央 地域	東部 地域	西部 地域	南部 地域	北部 地域	雄和 地域	河辺 地域	合計
1 年未満	22	19	2	20	29	1	5	98
1 年以上～5 年未満	201	248	47	180	295	25	46	1,042
5 年以上～10 年未満	99	138	44	81	161	15	39	577
10 年以上～20 年未満	103	112	32	74	151	22	53	547
20 年以上～30 年未満	34	39	14	26	37	9	15	174
30 年以上	24	16	6	22	18	10	19	115
不明・未回答	421	452	256	251	819	83	81	2,363
合計	904	1,024	401	654	1,510	165	258	4,916

## ⑤空き家の管理の状況

- ・管理されている空き家は、2,780戸（56.6%）で、管理されていない空き家は、1,478戸（30.1%）であった。

表 2-2-22 空き家の管理の状況

管理の状況	戸数	回答構成率
管理されている	2,780	56.6%
管理されていない	1,478	30.1%
その他・不明	658	13.4%
合計	4,916	100.0%

図2-2-9 空き家の管理の状況

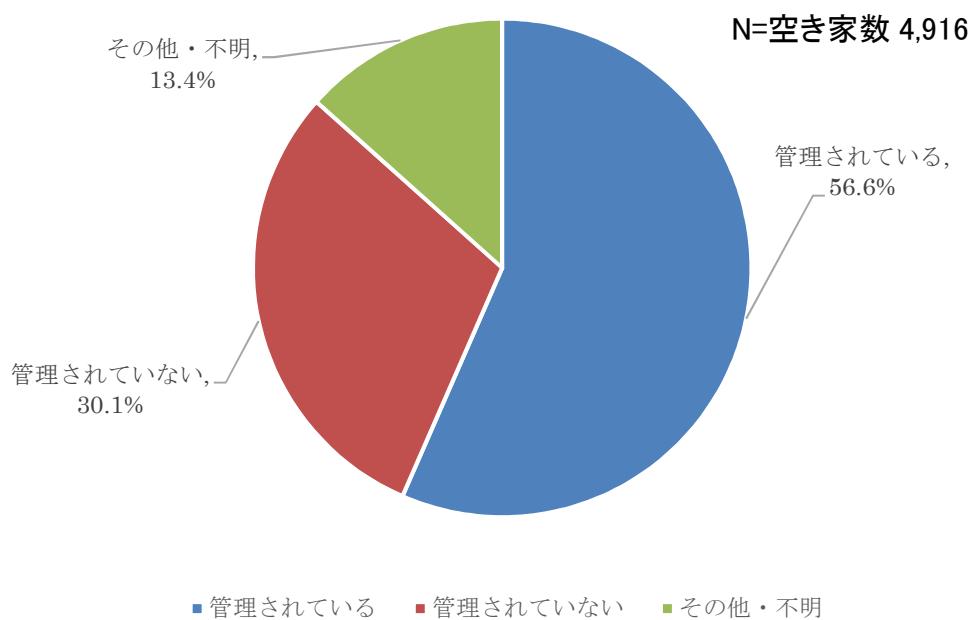


表 2-2-23 地域別の空き家の管理の状況

管理の状況	中央地域	東部地域	西部地域	南部地域	北部地域	雄和地域	河辺地域	合計
管理されている	503	577	264	403	793	94	146	2,780
管理されていない	276	266	79	205	486	67	99	1,478
その他・不明	125	181	58	46	231	4	13	658
合計	904	1,024	401	654	1,510	165	258	4,916

## ⑥空き家の危険等の状況（複数回答）

- ・危険等がない空き家は、2,942戸（49.0%）であった。
- ・危険等が見られる空き家は、草木の繁茂（1,139戸、19.0%）が最も多く、次いで、建物の損壊（529戸、8.8%）が多い。
- ・建物の損壊や草木の繁茂など、複数の状況が見られる空き家もある。

表 2-2-24 空き家の危険等の状況

危険等の状況	戸数	回答構成率
危険等なし	2,942	49.0%
建物の損壊	529	8.8%
草木の繁茂	1,139	19.0%
ごみの散乱	191	3.2%
動物の侵入	300	5.0%
その他	113	1.9%
不明・未回答	790	13.2%
合計	6,004	100.0%

図2-2-10 空き家の危険等の状況

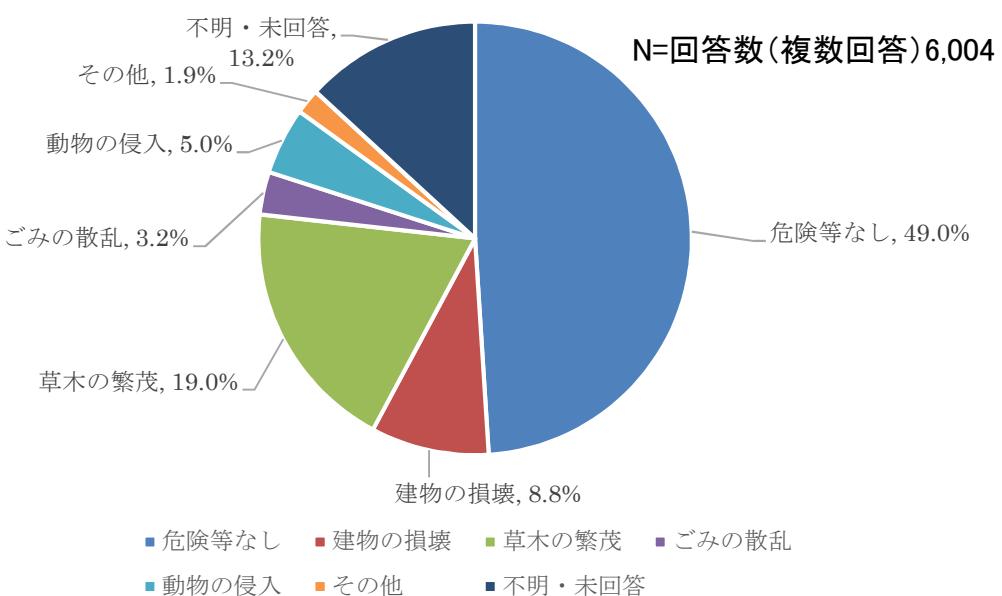


表 2-2-25 地域別の空き家の危険等の状況

危険等の状況	中央 地域	東部 地域	西部 地域	南部 地域	北部 地域	雄和 地域	河辺 地域	合計
危険等なし	537	593	194	427	933	101	157	2,942
建物の損壊	95	97	26	64	154	24	69	529
草木の繁茂	175	232	65	198	349	40	80	1,139
ごみの散乱	36	29	4	38	63	5	16	191
動物の侵入	59	49	16	41	80	13	42	300
その他	22	23	3	9	45	2	9	113
不明・未回答	139	205	141	54	227	18	6	790
不明・未回答	1,063	1,228	449	831	1,851	203	379	6,004

問6 町内の空き家に対してどのような心配事がありますか（複数回答）。

- 町内にある空き家に対しての心配事として、草木の繁茂などによる景観の悪化（393件、18.1%）が最も多く、次いで、動物の棲みつきや害虫の発生（346件、15.9%）、部材の飛散や倒壊（270件、12.4%）が多かった。
- 心配事はない（141件、6.5%）の回答もあったが、心配事があるとの回答（1,869件、86.1%）が多いため、空き家を問題視している町内も多いと想定される。

表 2-2-26 町内の空き家に対する心配事

空き家の心配事	件数	回答構成率
心配事はない	141	6.5%
部材の飛散や倒壊	270	12.4%
動物の棲みつきや害虫の発生	346	15.9%
不審者の侵入や犯罪の発生	234	10.8%
放火や火災の発生	205	9.4%
草木の繁茂などによる景観の悪化	393	18.1%
ごみの不法投棄	103	4.7%
子ども通学時の危険性	66	3.0%
積雪による崩壊や隣地への落雪	233	10.7%
その他※1	19	0.9%
無回答	160	7.4%
合計	2,170	100.0%

※1 その他の主な回答

- 都市計画道路拡幅工事進行中のため空き店舗が増えており治安上の不安が問題である。
- 敷地内の草木が歩道へ伸びており通行の妨げとなる。この歩道は通学路があり、子どもたちの交通安全の妨げとなる。
- 所有者不在で放置されたままなので年数が経った時どうなるのか心配
- 樹木のはみ出し等による交通事故等の発生が心配である。
- 近くでツキノワグマの目撃が時々ある。
- 水害による浸水被害が想定される家屋の基礎部分が劣化していることが考えられる。
- 隣の町内を含めた隣地居住者からの苦情がある。
- 草木による隣家等への影響（伸びた枝が電線等の切断等の可能性）
- 不動産業者が関与しているか知りたい。等

図2-2-11 町内の空き家に対する心配事

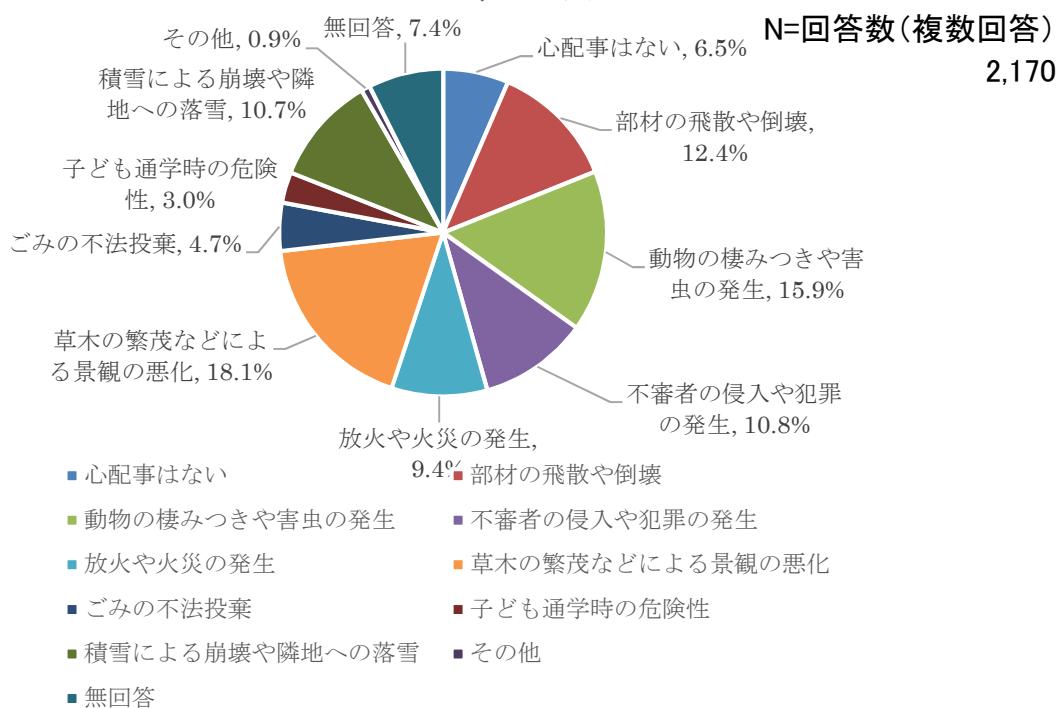


表 2-2-27 地域別の町内の空き家に対する心配事

空き家の心配事	中央 地域	東部 地域	西部 地域	南部 地域	北部 地域	雄和 地域	河辺 地域	合計
心配事はない	52	31	3	20	19	8	8	141
部材の飛散や倒壊	66	48	15	30	75	12	24	270
動物の棲みつきや害虫の発生	76	68	20	52	90	13	27	346
不審者の侵入や犯罪の発生	59	53	13	36	59	2	12	234
放火や火災の発生	57	36	12	33	55	2	10	205
草木の繁茂などによる景観の悪化	96	69	22	63	103	13	27	393
ごみの不法投棄	28	18	4	14	28	2	9	103
子ども通学時の危険性	12	9	7	9	23	1	5	66
積雪による崩壊や隣地への落雪	50	40	9	40	62	7	25	233
その他	5	1	1	7	4	1	0	19
無回答	68	16	8	28	24	5	11	160
合計	569	389	114	332	542	66	158	2,170

## (5) 空き家に対する町内会の意向および取組について

問7 空き家に対する町内会としてのご意向を教えてください。

- ・「草木の伐採などの管理を徹底してほしい（343件、27.4%）」が最も多く、次いで、「危険な空き家は解体・改修してほしい（263件、21.0%）」が多かった。
- ・町内会で利用したいという意向は、11件（0.9%）であったが、主に、集会所、町内の憩いの場、雪の堆積場所などでの利用であった。

表 2-2-28 空き家に対する町内会の意向

町内会の意向	件数	回答構成率
特に無い	188	15.0%
活用可能な空き家は活用してほしい	102	8.1%
危険な空き家は解体・改修してほしい	263	21.0%
所有者を探して意向を聞きたい	111	8.9%
草木の伐採など管理を徹底してほしい	343	27.4%
町内会で利用したい※1	11	0.9%
関わりをもちたくない	39	3.1%
その他※2	29	2.3%
無回答	168	13.4%
合計	1,254	100.0%

※1 町内で利用したいと回答があつた主な利用方法

- ・集会所、町内会館、ごみ集積所として活用
- ・高齢者の憩いの場として活用
- ・雪の堆積場所として活用
- ・グリーンツーリズムの場として活用

※2 その他の主な回答

- ・所有者が居住していない事情とはいえ町内会が云々することは躊躇する。
- ・転居等の場合異動届と連絡先の提出を要請したらどうか。
- ・家の近くに立つと防犯灯がつくので近寄りたくない。
- ・所有者の把握ができないため行政からの指導を強化していただきたい。
- ・関わりは持ちたくないが本音であるが、住民から苦情が出た場合にはそうはいかないと思っている。
- ・売却しようとしている物件が数件あるので、住民が増えてほしい。
- ・相続人がいない空き家があり、今後、どうなるのか知りたい。
- ・県外からの観光客も多く建物の損壊は美観を損ない、繁華街のイメージを悪くしてしまう。等

図2-2-12 空き家に対する町内会の意向

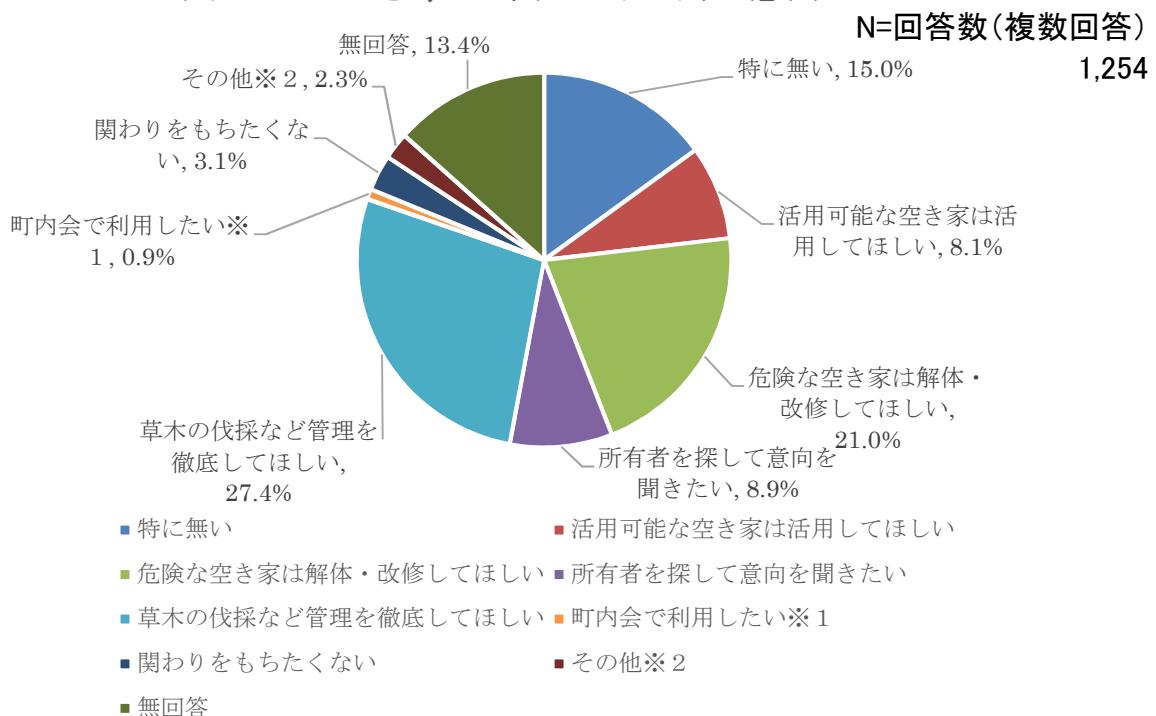


表 2-2-29 地域別の空き家に対する町内会の意向

空き家の心配事	中央地域	東部地域	西部地域	南部地域	北部地域	雄和地域	河辺地域	合計
特に無い	71	43	0	27	32	6	9	188
活用可能な空き家は活用してほしい	21	23	9	11	27	5	6	102
危険な空き家は解体・改修してほしい	55	45	15	36	73	14	25	263
所有者を探して意向を聞きたい	30	15	7	14	36	0	9	111
草木の伐採など管理を徹底してほしい	81	63	20	55	90	9	25	343
町内会で利用したい	3	1	1	2	3	0	1	11
関わりをもちたくない	7	2	4	8	10	2	6	39
その他	12	1	2	6	5	2	1	29
無回答	70	18	9	31	23	4	13	168
合計	350	211	67	190	299	42	95	1,254

問8 空き家に対して、町内会が行っている取組はありますか。

- ・空き家に対して取組を行っているとの回答は、216件であった。
- ・「空き家の草刈りや木の伐採（109件、50.5%）」が最も多く、次いで、「空き家の見回りや確認（37件、17.1%）」が多かった。

表 2-2-30 空き家に対する町内会の取組

町内会の意向	件数	回答構成率
空き家の草刈りや木の伐採	109	50.5%
空き家の清掃やごみの片付け	7	3.2%
空き家の見回りや確認	37	17.1%
空き家の除排雪	6	2.8%
空き家管理者への連絡	25	11.6%
隣家が対応（草刈り等）	11	5.1%
空き家所有者等の情報把握	8	3.7%
その他※1	13	6.0%
合計	216	100.0%

※1 その他の主な回答

- ・定期的に空き家マップを作成している。
- ・危機管理の観点から今年度より空き家の調査に取り組む準備をしている。
- ・空き家が存する土地の所有者が分からず手をかける承諾を得られないことから、住宅政策課にお願いしているのが現状である。
- ・ハチの巣の撤去など通学児童等の安全確保の対応をしている。
- ・屋根の部材の破損落下の場合、消防署に連絡して除却してもらった。等

図2-2-13 空き家に対する町内会の取組

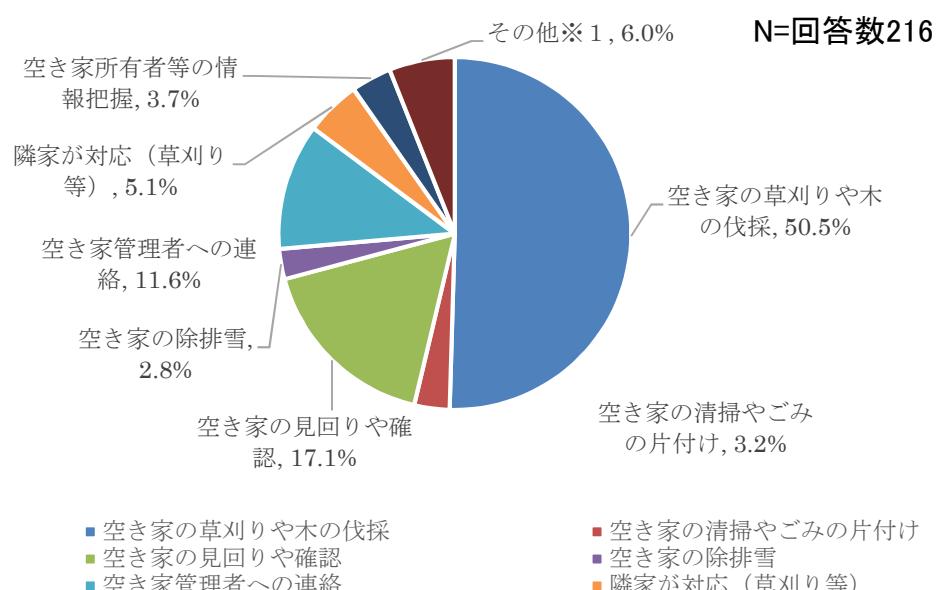


表 2-2-31 地域別の空き家に対する町内会の取組

空き家の心配事	中央 地域	東部 地域	西部 地域	南部 地域	北部 地域	雄和 地域	河辺 地域	合計
空き家の草刈りや木の伐採	25	21	4	15	28	6	10	109
空き家の清掃やごみの片付け	5	0	1	0	0	0	1	7
空き家の見回りや確認	10	8	2	5	8	1	3	37
空き家の除排雪	2	1	1	1	1	0	0	6
空き家管理者への連絡	6	3	3	7	6	0	0	25
隣家が対応（草刈り等）	3	1	1	3	2	0	1	11
空き家所有者等の情報把握	1	2	0	3	1	0	1	8
その他	3	4	0	2	3	0	1	13
合計	55	40	12	36	49	7	17	216

## (6) 自由意見

問9 空き家対策等に関するご意見などがございましたらご記入ください。

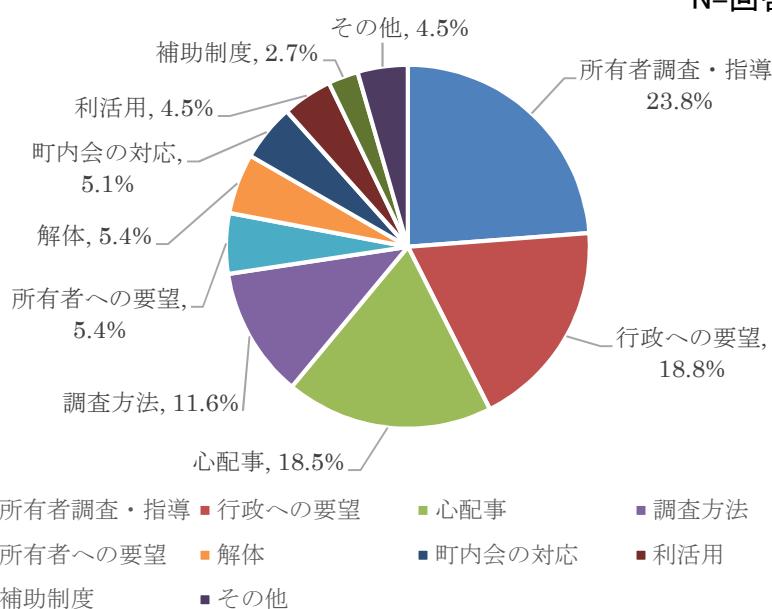
- ・自由意見については336件の回答があった。
- ・主な内容を、「行政への要望」、「所有者への要望」、「所有者調査・指導」、「調査方法」、「心配事」、「解体」、「利活用」、「補助制度」、「町内会の対応」、「その他」の10項目に分類した。
- ・「所有者調査・指導(80件、23.8%)」が最も多く、次いで、「行政への要望(63件、18.8%)」が多かった。
- ・その他の回答では、すでに解消された空き家や、適正管理されている空き家に関する記述が見られた。

表 2-2-32 自由意見

番号	項目	件数	回答構成率
1	所有者調査・指導	80	23.8%
2	行政への要望	63	18.8%
3	心配事	62	18.5%
4	調査方法	39	11.6%
5	所有者への要望	18	5.4%
6	解体	18	5.4%
7	町内会の対応	17	5.1%
8	利活用	15	4.5%
9	補助制度	9	2.7%
10	その他	15	4.5%
合計		336	100.0%

図2-2-14 自由意見

N=回答数 336



項目	自由意見
1 所有者調査・指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>○長年空き家の状態のものが多く所有者管理者が不明で町内で把握するのも現状では困難である。市側で把握してもらえばと思う。</li> <li>○行政から所有者に対して適切な管理を指導願いたい。</li> <li>○所有者又は管理者を把握している場合であっても、問題があった場合、その内容によっては町内会から伝えにくいことも想定される。そのような場合は、市が仲介する形で連絡してもらえないか。</li> <li>○年に1回は市職員による現地調査の上、所有者への指導をお願いしたい。</li> <li>○倒壊しそうな空き家に対しては市の職権による解体等の勧告を速やかに行ってほしい。</li> </ul>
2 行政への要望	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市の定期的な巡回</li> <li>○市と町内間の情報共有の強化</li> <li>○危険な空き家に対し市が段階的に関わるルールを明示していただきたい。</li> <li>○空き家対策の解決手順についてわかりやすく教えていただければありがたいです。</li> <li>○防犯、衛生、部材の飛散など住民の生活に大きく影響を及ぼす空き家対策にもっと力を入れた市政を望みます。</li> <li>○高齢化、核家族などにより、今後空き家は増加する傾向にあると思う。町内会として関与するのは難しいので、行政で対策を実施するよう考えていただきたい。</li> <li>○空き家の玄関前の除雪は市で綺麗にお願いしたい。</li> <li>○空き家になりそうな特に高齢老人の単独世帯に対して、行政サイドからの指導や助言などを行い、相続等が発生する前の段階で何らかの道筋をつけておく策はないものか。</li> <li>○登記済みの建物で誰も住まない状況が発生した場合は、関係者から秋田市に届出する旨の条例をつくる。</li> <li>○毎年、固定資産税の納付書を送っていると思われるが、この時一緒に「空き家」に対する対応をしてもらうように連絡できないものか。</li> <li>○空き家を解体し更地にした場合、土地の固定資産前が従来の5～6倍高くなるので放置しているのではないのでしょうか。</li> </ul>
3 心配事	<ul style="list-style-type: none"> <li>○空き家所有者の把握等が出来ないためその対応に苦慮している。</li> <li>○個人情報なので町内会としてやれる事がなく、飛散等のトラブルを防護する手段がない。</li> <li>○特に草木が大きくなり景観の悪化等で中に入りて剪定しようにも勝手</li> </ul>

	<p>に空き家に入り作業が出来ない事である。</p> <p>○今後さらに建物が老朽化してくると倒壊のおそれがでてくると思われる所以心配である。</p> <p>○市街化調整区域のため誰も購入できないので困る。</p> <p>○町内会役員の高齢化に伴い空き家対策および多方面においても行動を制限されるので苦慮している。</p> <p>○適切に管理されているが、今後の意向が分からぬ。</p> <p>○空き家は今のところありませんが、高齢者が多くこれから先が心配だ。</p>
<b>4 調査方法</b>	<p>○個人情報に係ることでもあり町内会で取組むことには限界がある。行政による対応を望む。</p> <p>○空き家の調査に当たってはプライバシー等の問題があり、行政と十分連携の上進めなければならないと考えます。</p> <p>○空き家の定義があつたら教えて欲しい、例えば家主が施設に入りいずれ戻ると言つて住所を移さない場合は空き家なのか。(こういうケースが多くある)</p> <p>○本調査結果の公表で他町内会の空き家状況を確認、町内会会員へ情報を還元していただければ幸いです。(ホームページ以外の手段でもリーフレットの配布等)回覧板で回覧できる方法等</p> <p>○調査の時期は気温が高い夏の盛りをさけていただきたいと思います。</p>
<b>5 所有者への要望</b>	<p>○建物や周辺の環境を責任もつて管理してもらいたい。</p> <p>○空き家とともに空き地の管理(草木の管理など)を地主に徹底させて欲しい。</p> <p>○空き家になるときに連絡先など町内会へ連絡して欲しい。</p> <p>○所有者の意向と今後の動向</p> <p>○空き家の解体が出来ないのは費用などに問題があるためもっと身近に相談してもらいたい。</p> <p>○現在、飛散や倒壊の危険は見当たらない。将来(5年位)はその危険性がある。所有者に意向を聞いて一緒に対策したい。</p>
<b>6 解体</b>	<p>○危険な空き家は市で解体してほしい。</p> <p>○法律や条令を制定して、行政の力で解体や処分をしていただきたい。</p> <p>○放置している場合、即座に代執行など市ができるようにしてほしい</p> <p>○できれば、所有されている方に解体していただきたい。</p> <p>○将来的に空き家は増加すると思いますが、そうなる前に解体等の管理を徹底してもらいたい。</p> <p>○子供が親に生きている内に解体して欲しいという意見が多い。実際作業小屋などの解体が増えている。</p>

7 町内会の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>○今後も空き家が増えることが想定されます。行政との連携を深めていきたいと考えています。</li> <li>○引き続き情報収集に努め、状況により内容確認し市への相談をする</li> <li>○空き家の管理者、所有者の連絡先を町内で把握したい。</li> <li>○越境した草木の剪定をお願いしたことはあります。</li> <li>○草刈り排雪等できることをやっている</li> <li>○今は空き家はないが、今後あるいはかもしれないで空き家が発生する場合は持主との連絡を密にして対応していきたい。</li> </ul>
8 利活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>○今後空き家が発生し、増加していくことが懸念される。例えば移住者への無償提供など市や県の政策を積極的に推し進め、人口減少に歯止めをかけるきっかけになるとうれしい。また、財政がきびしいところではあるが、市や県で管理していただけたらありがたい。</li> <li>○当町内の空き家はいずれも築 30 数年以内で、すぐにでも住居として活用できるものである。秋田市として空き家バンク制度を充実して、①県外へ空き家情報発信をしていただき、移住者の確保に利用していただきたい。②住居は子育て世代に適したものが多い。当地域は保育所・幼稚園・小学校・中学校・高校が地域内にあり、教育施設が充実している。このことを、市内・県内・県外に発信し市役所が積極的に賃貸および売買の橋渡し役になっていただきたい。</li> <li>○過疎地域になっていますので空き地を活用し、市主導の移住者促進事業を展開していただき地域住民を増加させるなどに利用活用して欲しい。</li> <li>○空き家が売れて住民がまた増えたケースが 2 件程有りましたので、また新しい住民が増えてほしい。</li> <li>○所有者の親族等の方へできれば入居して欲しい。</li> </ul>
9 補助制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○空き家所有者に解体を促したが全員が解体費用がないことであった。補助金制度の充実を願う。</li> <li>○活用されていない土地や建物を若い人達が安く買い取れるように所有者へ何らかのインセンティブ(助成金等)を考えてもいいのではないか。</li> <li>○除草剤や防虫剤を配布して欲しい。</li> <li>○仮に町内会で道路や隣地に越境した草木を剪定などする場合には金銭面運搬の助成が欲しい。</li> </ul>
10 その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○今後空き家が分かれれば市役所に相談します。</li> <li>○古い住宅が無いので現状のところ特に問題が見られません。空き家の近隣者は所有者又はそれにかわる者を知っているようです。</li> <li>○ほとんどの空き家はご子息が県外に居るが年に数回戻ってきて清掃しているので心配ない。</li> </ul>

## (7) 今後の調査の協力について

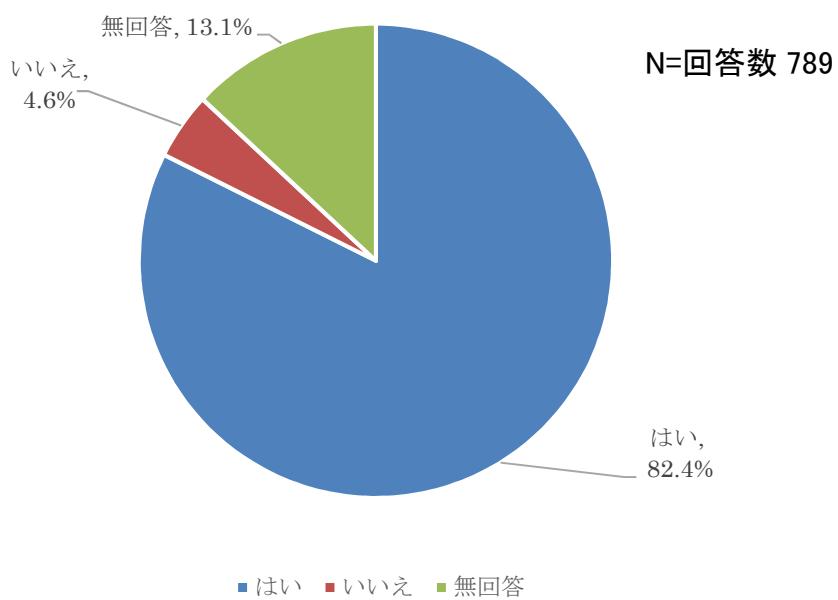
問 10 今後、市で行う空き家の現地調査や、新たに発生した空き家の情報提供などについて、ご協力いただくことは可能ですか。

- ・今後の調査協力についての「はい」と答えた町内会は、650 町内会(82.4%)であった。

表 2-2-33 今後の調査協力

今後の調査協力	回答数	回答構成率
はい	650	82.4%
いいえ	36	4.6%
無回答	103	13.1%
合計	789	100%

図2-2-15 今後の調査協力



## 第3章 今後の対応方針

### (1) 本市で把握している空き家データとの突合作業の実施

①町内会から回答があった空き家については、これまでの市民等からの通報や本市の調査等で把握している本市空き家データ（約2,800件）と突合作業を行い、今後の現地調査に必要な基礎資料を作成する。

### (2) 町内会から回答があった空き家の現地調査の実施

- ①回答があった町内会の区域図を作成し、(1)で突合した空き家の情報を落とし込み、空き家の状況を確認するための現地調査（715町内会）を実施する。
- ②現地調査については、複数年の調査計画を作成し、効率的に調査を実施するものとする。
- ③なお、危険であると回答があった空き家については、優先的に対応を検討し、現地調査や所有者調査を実施する。
- ④今後の調査協力を可としている町内会に対しては、必要がある場合に限り、現地調査時における空き家の所在確認などについて協力を依頼する。

### (3) 町内会で未把握の区域および未回答の区域の現地調査の実施

- ①空き家を把握していないと回答があった町内会の区域（74町内会）および未回答の町内会の区域（175町内会）についても、上記(2)と同様に現地調査を実施する。

### (4) 空き家所有者等の調査および所有者等への指導等の実施

- ①現地調査が終了した空き家については、所有者調査を実施する。
- ②特に管理不全な空き家については、判明した所有者に対して、指導等を実施する。

### (5) 特定空家等および管理不全空家等の認定と法的措置の実施

- ①指導等を行っても、改善が見られない管理不全な空き家等については、特定空家等および管理不全空家等に認定し、法的措置を検討する。

### (6) 本市空き家データベースによる継続管理の実施

- ①本調査等で得られた空き家のデータについては、本市空き家データベースにより、継続的な管理を実施する。

## **(7) 所有者意向調査の実施の検討**

- ①現地調査等で確認し、利活用が可能と思われる空き家については、所有者に対する意向調査の実施を検討する。
- ②意向調査については、空き家バンク登録の勧奨をはじめ、空き家所有者が抱える問題解決を図りながら、空き家の利活用の促進につながるよう、効率的な調査方法を検討する。

## 第4章 参考資料

### (1) 町内会に対する空き家の実態調査の協力依頼文

令7住政第2271号  
令和7年7月7日

町内会長 各位

秋田市長 沼 谷 純  
(公印省略)

#### 町内会に対する空き家の実態調査のご協力について（依頼）

町内会の皆様におかれましては、日頃より、秋田市政の運営ならびに本市の空き家対策に対し、格別のご理解とご協力をいただき、深くお礼申し上げます。

さて、近年、人口減少、建築物の老朽化および社会的ニーズの変化等に伴い空き家が増加し、その中には適切な管理が行われず、地域の生活環境に影響を及ぼしているものがあり、これらへの対策が全国的な課題となっています。

本市においてもこうした空き家の増加が懸念されることから、空き家の状況や問題などを把握し、今後の対策につなげていくため、標記の調査を下記のとおり実施することとしました。

つきましては、誠に恐縮ではございますが、本調査の趣旨をご理解いただき、ぜひとも調査にご協力くださいますようお願い申し上げます。

#### 記

##### 1 回答方法

同封している以下の調査用紙に直接ご記入ください。

###### (1) 町内会に対する空き家の実態調査【調査票】

###### (2) 別紙 空き家の所在および状況 一覧表

ア 可能な場合のみ、町内会でお持ちの地図等に空き家の場所を記して添付ください。

イ 本調査は、新たに町内会全域の現地確認などをお願いするものではありません。

ウ 現時点で把握しているものに限り、分かる範囲でご回答ください。

エ 調査票は、以下のホームページからもダウンロードできます。

<https://www.city.akita.lg.jp/shisei/machizukuri/1011485/1040709/1047067.html>



##### 2 回答期限および提出方法

お手数をおかけしますが、令和7年8月18日（月）までに郵便ポストにご投函いただくかメールでご提出ください。

###### (1) 郵送 調査票にご記入後、同封の返信用封筒で返送（切手不要）。

###### (2) メール ダウンロードした調査票に入力後、以下のメールアドレスに送信

住宅政策課メールアドレス：ro-cshs@city.akita.lg.jp

##### 3 その他

(1) 本調査は、本市の全町内会長様（集合住宅等の居住者で構成する町内会は除く。）に対してご協力をお願いしております。

(2) ご記入いただいた個人情報や個々の内容等については、今後の調査等を行う際の内部資料とするほか、調査内容については、すべて統計的に処理し、本市空家等対策計画改定等の参考資料とさせていただきますが、個々の内容を外部に公表することや本市空き家対策以外の目的で使用することは決していたしません。

(3) 調査結果の概要是1の(2)のエのホームページで公表します(令和7年12月下旬)。

担当 秋田市都市整備部住宅政策課 空き家対策担当

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号

直通 018-888-5770

## (2) 町内会に対する空き家の実態調査【調査票】

# 町内会に対する空き家の実態調査【調査票】

### 1 町内会および回答者について

問1 町内会名と町内会長様についてご記入ください。

町内会名	(連絡先)	—
会長氏名	—	)
回答者氏名	(連絡先)	—
	—	)

### 2 町内会の加入世帯について

問2 町内会に加入している世帯は何戸ですか。

加入世帯数（アパート含む）\_\_\_\_\_戸（うち一戸建て\_\_\_\_\_戸）

### 3 空き家の把握数について

問3 町内会で空き家（※）を把握していますか（どちらかに○）。

※空き家 使われていない建物（一戸建てのほか、アパート、店舗等を含む）

1. 把握している → 問4へ      2. 把握していない → 問9へ

問4 問3で「1. 把握している」と回答したかたにおたずねします。

町内に空き家は何戸ありますか。以下の表にご記入ください。

① 町内にある空き家の数	戸
② 「①」の内、適正に管理されていない空き家の数 (例：一部破損、草木の繁茂が見られる等)	戸
③ 「②」の内、危険な空き家の数 (例：全体的な破損、倒壊のおそれがあるなど)	戸

### 4 空き家の状況および所在などについて

問5 問4で回答いただいた空き家について、わかる範囲で以下の項目を別紙の一覧表にご記入ください。

1. 空き家所在地（住所）      2. 種類（一戸建、アパート、店舗等）  
3. 所有者又は管理者      4. 空き家年数  
5. 管理の状況      6. 危険等の状況

※別紙の表が不足する場合は、お手数ですが、コピーしてご記入ください。

問6 町内の空き家に対してどのような心配事がありますか。

(あてはまるものすべてに○)

- 1. 心配事はない
- 2. 部材の飛散や倒壊
- 3. 動物の棲みつきや害虫の発生
- 4. 不審者の侵入や犯罪の発生
- 5. 放火や火災の発生
- 6. 草木の繁茂などによる景観の悪化
- 7. ごみの不法投棄
- 8. 子どもの通学時の危険性
- 9. 積雪による崩壊や隣地への落雪
- 10. その他 ( )

## 5 空き家に対する町内会の意向および取組について

問7 空き家に対する町内会としてのご意向を教えてください。

(あてはまるものすべてに○)

- 1. 特にない
- 2. 活用可能な空き家は活用してほしい
- 3. 危険な空き家は解体・改修してほしい
- 4. 所有者を探して意向を聞きたい
- 5. 草木の伐採など管理を徹底してほしい
- 6. 町内会で利用したい (活用方法 : )
- 7. 関わりはもちたくない
- 8. その他 ( )

問8 空き家に対して、町内会が行っている取組はありますか。

(例) 道路や隣地に越境した草木を剪定している。

## 6 ご意見をお聞かせください

問9 空き家対策等に関するご意見などがございましたらご記入ください。

## 7 今後の調査へのご協力について

問10 今後、市で行う空き家の現地調査や、新たに発生した空き家の情報提供などについて、ご協力いただくことは可能ですか。

- 1. はい
- 2. いいえ

以上で質問は終了です。最後に記入もれがないか、もう一度ご確認ください。  
ご回答いただきました調査票は、同封の返信用封筒（切手不要）に入れて

### (3) 別紙 空き家の所在および状況 一覧表

#### 別紙 空き家の所在および状況 一覧表

町内会名
------

※可能な場合にのみ、町内会でお持ちの地図等に空き家の場所を記して添付ください。

番号	空き家所在地（住所）	種類 ※「3. 店舗等」 は、一戸建、アパート以外	所有者 又は管理者	空き家年数	管理の状況	危険等の状況 (あてはまるものすべてに○)
例	○○町一丁目1-1	① 一戸建 2. アパート 3. 店舗等	1. 不明 ② 把握している 氏名（秋田○○）	3年	① 管理されている 2. 管理されていない 3. その他（ ）	① 危険等なし 2. 建物の損壊 3. 草木の繁茂 4. ごみの散乱 5. 動物の侵入 6. その他（ ）
例	○○字○○10	1. 一戸建 2. アパート ③ 店舗等	① 不明 2. 把握している 氏名（ ）	10年	1. 管理されている ② 管理されていない 3. その他（ ）	1. 危険等なし ② 建物の損壊 ③ 草木の繁茂 ④ ごみの散乱 5. 動物の侵入 ⑥ その他（無施錠）
1		1. 一戸建 2. アパート 3. 店舗等	1. 不明 2. 把握している 氏名（ ）	年	1. 管理されている 2. 管理されていない 3. その他（ ）	1. 危険等なし 2. 建物の損壊 3. 草木の繁茂 4. ごみの散乱 5. 動物の侵入 6. その他（ ）
2		1. 一戸建 2. アパート 3. 店舗等	1. 不明 2. 把握している 氏名（ ）	年	1. 管理されている 2. 管理されていない 3. その他（ ）	1. 危険等なし 2. 建物の損壊 3. 草木の繁茂 4. ごみの散乱 5. 動物の侵入 6. その他（ ）
3		1. 一戸建 2. アパート 3. 店舗等	1. 不明 2. 把握している 氏名（ ）	年	1. 管理されている 2. 管理されていない 3. その他（ ）	1. 危険等なし 2. 建物の損壊 3. 草木の繁茂 4. ごみの散乱 5. 動物の侵入 6. その他（ ）
4		1. 一戸建 2. アパート 3. 店舗等	1. 不明 2. 把握している 氏名（ ）	年	1. 管理されている 2. 管理されていない 3. その他（ ）	1. 危険等なし 2. 建物の損壊 3. 草木の繁茂 4. ごみの散乱 5. 動物の侵入 6. その他（ ）
5		1. 一戸建 2. アパート 3. 店舗等	1. 不明 2. 把握している 氏名（ ）	年	1. 管理されている 2. 管理されていない 3. その他（ ）	1. 危険等なし 2. 建物の損壊 3. 草木の繁茂 4. ごみの散乱 5. 動物の侵入 6. その他（ ）
6		1. 一戸建 2. アパート 3. 店舗等	1. 不明 2. 把握している 氏名（ ）	年	1. 管理されている 2. 管理されていない 3. その他（ ）	1. 危険等なし 2. 建物の損壊 3. 草木の繁茂 4. ごみの散乱 5. 動物の侵入 6. その他（ ）
7		1. 一戸建 2. アパート 3. 店舗等	1. 不明 2. 把握している 氏名（ ）	年	1. 管理されている 2. 管理されていない 3. その他（ ）	1. 危険等なし 2. 建物の損壊 3. 草木の繁茂 4. ごみの散乱 5. 動物の侵入 6. その他（ ）
8		1. 一戸建 2. アパート 3. 店舗等	1. 不明 2. 把握している 氏名（ ）	年	1. 管理されている 2. 管理されていない 3. その他（ ）	1. 危険等なし 2. 建物の損壊 3. 草木の繁茂 4. ごみの散乱 5. 動物の侵入 6. その他（ ）

※番号は38番までの一覧表を送付